

第 12 回農業委員会総会議事録

日 時 令和 4 年 1 2 月 2 3 日 (金) 午後 1 時 3 0 分～

会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室

出席者 農業委員 ・谷上政広・上村正行・日高憲治・徳弘孝一
・中原孝夫・中原重文・海江田兼光・紙屋茂人
・押田和義・園田真理子

推進委員 ・花田健二・黒木謙・相星勝弘・大島紀久夫
・淵上直久・江島鉄弥・井上満典

事務局 ・入田・入船・森本・李元

議 題 議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件

議 題 議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件

議 題 議案第 43 号 農用地利用集積計画承認の件 (所有権移転・利用権設定関係)

議 題 議案第 44 号 農用地利用集積計画【農地中間管理】承認の件

議 題 議案第 45 号 農地法の適用を受けない土地の証明の件

その他

事務局	ただ今から、第12回農業委員会総会を開会いたします。
会長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を徳弘委員と海江田委員へお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第41号の農地法第3条の規定による許可申請承認の件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番</p> <p>(譲渡人) ○○○</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字梅ヶ野・・・畑 993 m²</p> <p style="padding-left: 150px;">〃 外7筆 合計 17,234 m²</p> <p>(申請理由) 新規参入</p> <p>(対価) ■■■円 ■■■円/10a</p> <p>2番</p> <p>(譲渡人) ○○○</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字梅ヶ野・・・畑 4,831 m²</p> <p style="padding-left: 150px;">〃 外6筆 合計 22,121 m²</p> <p>(申請理由) 新規参入</p> <p>(対価) ■■■円 ■■■円/10a</p> <p>3番</p> <p>(譲渡人) ○○○</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字梅ヶ野・・・畑 2,357 m²</p> <p style="padding-left: 150px;">〃 外11筆 合計 12,931 m²</p> <p>(申請理由) 新規参入</p> <p>(対価) ■■■円 ■■■円/10a</p> <p>4番</p> <p>(譲渡人) ○○○</p> <p>(譲受人) △△△</p>

	<p>(申請地) 綾町大字南俣字梅ヶ野・・・ 畑 983 m² (申請理由) 新規参入 (対 価) ■■■円 ■■■円/10a</p> <p>5 番 (譲 渡 人) ○○○ (譲 受 人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字梅ヶ野・・・ 畑 3,630 m² 〃 外 6 筆 合計 23,563 m² (申請理由) 新規参入 (対 価) ■■■円 ■■■円/10a</p> <p>6 番 (譲 渡 人) ○○○ (譲 受 人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字梅ヶ野・・・ 畑 8,838 m² 〃 外 8 筆 合計 21,787 m² (申請理由) 新規参入 (対 価) ■■■円 ■■■円/10a</p> <p>今回の3条申請は6名の方と法人との所有権移転となっております 6名の合計の筆数が44筆、面積が98,610 m²です。 今回の申請地は、営農型発電施設の計画が予定されています。来月 にはソーラーパネルの支柱部分などの一時転用の許可申請書を提出 することを計画事業者から聞いております。</p>
会 長	以上のようなのですが、何か意見はありますか。
徳弘委員	申請農地の所有権が移転した場合に、当該農地が農地として継続的 に管理運営がなされるのか。
事務局	法人に確認したところソーラーパネルの下部で榊を栽培する計画で パネル設置事業者の支援を受けながら営農していくとのことでした。 また、設置事業者とは町の条例に基づき防災及び自然環境に影響が ないか協議及び審査中であり、問題が無ければ発電施設の設置が許 可される見通しと聞いております。

徳弘委員	<p>発電施設の許可について町と協議を行っている中で町の許可が出ないことには先行して農業委員会での許可判断はできないのではないか。</p>
事務局	<p>町の審査結果に基づき、判断していくこととします。</p>
会 長	<p>町の審査結果を待って再度審議しますので本案件は継続審議と致します。 次の案件をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 42 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件の説明です。</p> <p>1 番 (譲 渡 人) ○○○ (譲 受 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字南俣字坂下・・・ 田 535 m² (申請理由) 一般個人住宅用地</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次の案件をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 43 号 農用地利用集積計画承認の件（所有権移転・利用権設定関係）です。</p> <p>1 番 (譲 渡 人) ○○○ (譲 受 人) △△△</p>

	<p>(申請地) 綾町大字北俣字大窪・・・畑 2,259 m² (申請理由) 規模拡大 (対 価) ■■■円 ■■■円/10a</p> <p>2 番 (貸 人) ○○○ (借 人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字永田・・・田 2,421 m² 〃 外 3 筆 合計 7,916 m² (申請理由) 後継者への経営移譲 (使用貸借期間) R5.1. 1～R14.12. 31</p> <p>3 番 (貸 人) ○○○ (借 人) △△△ (申請地) 綾町大字入野字前田・・・田 407 m² 〃 外 4 筆 合計 6,711 m² (申請理由) 後継者への経営移譲 (使用貸借期間) R5.1. 1～R14.12. 31</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次の案件をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 44 号 農用地利用集積計画承認の件 (農地中間管理) です</p>
	<p>1 番 (貸 人) ○○○ (借 人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字柳田・・・田 1,488 m² 〃 他 1 筆 合計 2,527 m²</p>

(申請理由) 農地中間管理
(賃借料) ■■■円 ■■■円/10a
(賃借期間) R5.2. 1~R15.1. 31
この土地を▲▲▲が耕作します。

2番

(貸人) ○○○
(借人) △△△
(申請地) 綾町大字北俣字崩瀬・・・ 田 1,379 m²
(申請理由) 農地中間管理
(賃借料) ■■■円 ■■■円/10a
(賃借期間) R5.2. 1~R15.1. 31
この土地を▲▲▲が耕作します。

3番

(貸人) ○○○
(借人) △△△
(申請地) 綾町大字南俣字久保原・・・ 畑 2,523 m²
〃 他1筆 合計 3,964 m²
(申請理由) 農地中間管理
(賃借料) ■■■円 ■■■円/10a
(賃借期間) R5.2. 1~R15.1. 31
この土地を▲▲▲が耕作します。

4番

(貸人) ○○○
(借人) △△△
(申請地) 綾町大字南俣字中川原・・・ 田 924 m²
〃 他4筆 合計 3,755 m²
(申請理由) 農地中間管理
(賃借料) ■■■円 ■■■円/10a
(賃借期間) R5.2. 1~R15.1. 31
この土地を▲▲▲が耕作します。

5番

(貸人) ○○○

	<p>(借 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字南俣字馬場田・・・ 田 2,195 m² (申請理由) 農地中間管理 (賃 借 料) ■■■■円 ■■■■円/10a (賃借期間) R5.2. 1～R15.1. 31 この土地を▲▲▲が耕作します。</p> <p>6 番</p> <p>(貸 人) ○○○ (借 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字北俣字中島・・・ 田 283 m² (申請理由) 農地中間管理 (賃 借 料) ■■■■円 ■■■■円/10a (賃借期間) R5.2. 1～R15.1. 31 この土地を▲▲▲が耕作します。</p> <p>7 番</p> <p>(貸 人) ○○○ (借 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字北俣字中島・・・ 田 324 m² (申請理由) 農地中間管理 (賃 借 料) ■■■■円 ■■■■円/10a (賃借期間) R5.2. 1～R15.1. 31 この土地を▲▲▲が耕作します。</p> <p>会 長</p> <p>以上のようなので、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次の案件をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>議案第 45 号 農地法の適用を受けない土地の証明の件です。</p>
--	--

<p>会 長</p>	<p>1 番 (申請者) ○○○ (申請地) 綾町大字北俣字南割付・・・ 畑 505 m² (申請理由) 現況が雑種地となっている。</p> <p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>以上で、すべての議案審議が終了しました。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回の総会は、1月27日(金)13時30分から開会します。 よろしくお願ひします。</p>
<p>会 長</p>	<p>本日の総会はこれをもって閉会いたします。</p>

この議事録は、令和4年12月23日開会の第12回農業委員会総会議事録に相違ありません。

会 長 谷上 政広

議事録署名委員 徳弘 孝一

議事録署名委員 海江田 兼光